

## 健康保険組合が認める「直接的必要経費」一覧表

### 【自営業者の収入について】

1. 健康保険法における被扶養者の要件は「収入」が130万円（60歳以上の人並びに障害年金受給者は180万円）未満であり、いわゆる税法上の「所得」で勘案するものではありません。
2. 健康保険法における、自営業者等の収入については『総収入から「直接的必要経費＊」を差し引いた額』となっています。（尚、給与収入者については「総収入」にて判断することとなっており、必要経費は一切認められていません。）

\*直接的必要経費とは、「生産活動に要する原材料等の費用」（具体的には、ケーキ屋さんの小麦粉・卵等）

健康保険組合では、上記の「直接的必要経費」を、確定申告時の「収支内訳書」（または「損益計算書」）の各所得別に定めています。（詳細は以下「一覧表」参照）「収支内訳書」（または「損益計算書」）の「収入金額」から、各「経費」の額を差し引いて収入を計算して下さい。

科目	認定可否	備考
給与賃金	✗	
外注工費	○	
減価償却費	△	原則、認めません。但し、同年中に購入したものについては、その内容を申告（裏付けする書類（※）を添付の上）頂いた場合に限り、個別に判断します。 その場合は、「直接的必要経費申告書」にて、自己申告して下さい。※領収証等（注：支払日、支払者、支払先、購入物が明確なものに限ります。レシートは認めません）
貸倒金	✗	
地代家賃	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、用途（事業用・自宅用が混在しているため、50%（小数点以下切捨て）のみ直接的必要経費として認めます。
利子割引料	✗	
租税公課	✗	
荷造運賃	○	
水道光熱費	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、用途（事業用・自宅用が混在しているため、50%（小数点以下切捨て）のみ直接的必要経費として認めます。
旅費交通費	△	通勤に伴う費用については、直接的必要経費とは認めません。混在している場合は、「直接的必要経費申告書」にて、自己申告して下さい。
通信費	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、用途（事業用・自宅用が混在しているため、50%（小数点以下切捨て）のみ直接的必要経費として認めます。
広告宣伝費	○	
接待交際費	✗	
損害保険料	✗	
修繕費	○	
消耗品費	△	用途（事業用・自宅用）が混在している場合、自宅用は直接的必要経費とは認めません。健康保険組合より用途が混在されているか否か確認させて頂く場合がありますので、混在している場合は、「直接的必要経費申告書」にて、自己申告して下さい。申告がない場合は、全額直接的必要経費として認めるることはできません。
福利厚生費	✗	
雑費	△	原則、認めません。但し、その内容を申告（裏付けする書類（※）を添付の上）頂いた場合に限り、個別に判断します。その場合は、「直接的必要経費申告書」にて、自己申告して下さい。※領収証等（注：支払日、支払者、支払先、購入物が明確なものに限ります。レシートは認めません）

○：直接的必要経費として認める経費

△：条件（備考を参照）付きで直接的必要経費として認める経費

✗：直接的必要経費として認めない経費

※認定可否が「○」となっている経費は、原則、その裏付けとなる資料は不要ですが、必要に応じて求める場合があります

※認定可否が「△」となっている経費は、必要に応じて「直接的必要経費申告書」を提出して下さい

※収支内訳書（損益計算書）の経費欄の項目にない「経費」については「雑費」と同様に取り扱います

令和 年 月 日

## 直接的必要経費申告書

巨樹の会健康保険組合  
理事長 殿

保険証記号・番号：

氏 名 : 印

被扶養者\_\_\_\_\_の認定に伴う、(自営業者等の) 直接的必要経費の内訳を以下のとおり申告致します。

- 各種経費の混在について（「該当する方」のみ「選択」（✓）、及び「記入」して下さい）
    - 「地代家賃」の中には、「事業部分」と「住居部分」が混在しています。
    - 「水道光熱費」の中には、「事業部分」と「住居部分」が混在しています。
    - 「旅費交通費」の中に含まれる「通勤に伴う経費」は\_\_\_\_\_円です。
    - 「通信費」の中には、「事業部分」と「住居部分」が混在しています。
    - 「消耗品費」の中には、「事業部分」と「住居部分」が混在しています。
  - 減価償却費・雑費について（「該当する方」のみ「選択」（✓）、及び「記入」して下さい）
    - 「減価償却費」の中には、同年中に購入したものがあります。裏付けする書類を添付します。
    - 「雑費」の中には、「事業用」のものが含まれます。裏付けする書類を添付します。
  - 直接的必要経費として、自己申告する経費の内容

尚、今後、被扶養者の状況に変更があった場合は、速やかに連絡致します。又、本申請内に相違があった場合は、遡って被扶養者資格を取り消されても異存ございません。

以上